

## 地域で不足する医療機能の実施に御協力ください

山口県では、医療法に基づき「外来医療計画」を策定し、外来医療提供体制の確保に取り組んでいます。

本計画では、「地域で不足する医療機能」について圏域毎に定めるとともに、令和2年4月1日以降、「外来医師多数区域」で新たに診療所を開設しようとする方に、当該地域で不足する医療機能を担うよう要請することとなっています。

### 要請対象・実施を要請する機能

#### [要請対象]

下記の外来医師多数区域において一般診療所を開設する予定の法人・個人（病院、歯科診療所及び一般外来を行わない一般診療所は対象外）

外来医師多数区域とは？（裏面も御参照ください）

外来医師偏在指標（診療所医師の偏在状況を示す値）が、全国の二次保健医療圏（330圏域）のうち上位33.3%に当たる圏域で、山口県では下記の3圏域が該当。

- ・宇部・小野田圏域（宇部市、美祢市、山陽小野田市）
- ・下関圏域（下関市）
- ・萩圏域（萩市、阿武町）

#### [実施を要請する医療機能（地域で不足する医療機能）]

機能	実施内容例（圏域毎に決定）
初期救急	在宅当番医制・休日夜間急患センターへの参加
在宅医療	往診・訪問診療への対応
公衆衛生	学校医・産業医・予防接種等への協力



原則、上記の3機能全てについて要請を行います。求められる内容や例外的な取扱い（例：へき地での開業時の対応）等、具体的な運用については、圏域毎に要綱を定めています。あわせて、医療施設のマッピング情報についても、県ホームページに掲載していますので、開業の参考とさせていただきます。

- ・県ホームページ（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/247815.html>）

### フロー図

（地域で不足する医療機能を担うよう要請）

診療所開設届・開設許可申請書及び開設後届の提出

※様式提出に併せて要請された機能の実施予定を報告してください  
（所管の健康福祉センター（保健所）・下関市立下関保健所へ提出）

地域医療構想調整会議（協議の場（注））での状況確認・協議結果等の公表

- ・機能を担う場合 定例の協議の場で報告
- ・機能を担わない場合 臨時の協議の場への出席を要請し協議（書面審査も可能）

（注）医療関係者・保険者その他の関係者等からなる会議で二次保健医療圏ごとに設置  
開催予定、会議資料及び協議結果は県ホームページで公表

## Q & A (よくある御質問)

Q 「外来医療計画」の目的は何ですか？

A 効率的で地域バランスの取れた外来医療提供体制の確保に向け、地域で不足する医療機能の担い手確保や医療機器の共同利用、紹介受診重点医療機関の機能・役割を踏まえた外来機能の分化・連携を推進します。

Q 「地域で不足する機能」を実施しない場合、開業できないのでしょうか？

A 地域の状況を理解していただき、地域医療への御協力を求める趣旨での要請です。開業自体を制限するものではありません。(許認可等への影響もありません)

Q 開業予定地域は「外来医師多数区域」ですが、外来医師(診療所の医師)が多いとは思えないのですが？

A 「外来医師偏在指標」は人口10万人当たりの診療所の医師数を基に、医師の年齢等を考慮した労働力、地域の人口構成等を考慮した医療ニーズなどから算出されていますが、以下のような特性から、地域の実情に応じて取組を進める必要があります。

☞ 圏域外への外来患者の流出が多い地域では、地域の外来医療ニーズが十分に反映されていない可能性があります。(指標は患者の流出入率を考慮して算出)

☞ へき地診療所が多い地域などでは、診療所医師数が人口に対し多くなる傾向があります。(少ない人口に対し診療所の医師が配置されているため)

☞ 多数区域の中でも、市町や地域によって医師数に大きく差がある(医師が少ない地域がある)場合もあります。(指標は二次保健医療圏単位で算出)

Q 法人化や移転、承継等で、届出上「開設」となる場合も要請の対象ですか？

A 対象となりますが、以前と同等の機能を担う場合、協議の場での協議は省略されることがあります。

Q 多数区域以外で一般診療所を開設する場合、この計画の影響を受けますか？

A 要請はありませんが「地域で不足する医療機能」について御理解頂くとともに、地域の外来医療に係る情報を開業の参考とさせていただきます。



## 問い合わせ先

名称	所在地	電話番号(上) FAX 番号(下)	管轄市町
下関市保健部 (下関市立下関保健所)	〒750-8521 下関市南部町1番1号	083-231-1711 083-231-1376	下関市
岩国健康福祉センター	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1522 0827-29-1594	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター	〒742-0031 柳井市南町3-9-3	0820-22-3777 0820-22-3895	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター	〒745-0004 周南市毛利町2-38	0834-33-6422 0834-33-6510	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2528 083-934-2527	山口市、防府市
宇部健康福祉センター	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50	0836-31-3201 0836-34-4121	宇部市、美祢市、山陽小野田市
長門健康福祉センター	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811 0837-22-6363	長門市
萩健康福祉センター	〒758-0041 萩市江向531-1	0838-25-2663 0838-26-0696	萩市、阿武町
山口県 健康福祉部医療政策課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2924 083-933-2829	